

775

OK3

**GHQ/SCAP Records(RG 331)**  
**Description of contents**



- (1) Box no. 2743
- (2) Folder title/number: (14)  
 Labor News
- (3) Date: Feb. 1951 - Mar. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9742	t

(5) Item description and comment:

- i) Gumma
- ii) Labor News: "Maebashi Rosei Tsushin"

(6) Reproduction:  Yes  No

(7) Film no. \_\_\_\_\_ Sheet no. \_\_\_\_\_

to be checked

1951.2.15

THE LABOR NEWS

No. 2

# 労政通信

No. 2

(長民院所事政務前果編)



## 巻頭言

經濟の自立と云ふことが、今日の經濟事情では容易でないことは誰でも致知しているところですが、これが如何に難しい事であるにしろこの困難を克服し至濟復興に盛り上げてゆくことは、労使双方に課せられた重大義務であると思われれます。經濟復興には重要な要素の要件を伴うことは勿論ですが、その根本をなすものは企業安定であつて、それは適切な労使協約によつて目的を達成できることは今更申上るまでもありません。この事については前年七月以来、幾分あるがに労使協約に繰返し説明して参りました。未だこの趣旨を理解しない側があることは実に遺憾に耐えないところではあります。

私達は始め労使協約締結と云ふ事は労使双方が利害相反する面もあるが、良い労使協約の下に於て企業がぐんぐん伸びていく事については、労使又全く同じ立場にあるのだから、締結と云ふ事はそれ程難かしいものとは思へないが、たゞ、が事実出来に相違して、労使関係の復雑さは私達の明瞭を要切つて、未だに締結できない労使関係の四〇％もある程ではないと断言できません。前述の様に私達は企業発展の急務の下に、日交協に於ては、現在の企業は同様に奮起して、労使に主体性を置くべきであると言つ時や認識に欠けてゐる事。又労使有側に於ては現在の至濟事情が種々の懸念の点にキウじて立つてゐると言つ事実の不認識、そして資本主義的至濟の姿をよく理解してゐないと思つて致しました。

こつした姿を改善によく理解し合ふことによつて、がならす適切な労使協約は締結されるものと信じて居ります。

とにかく未締結の労使関係は依然に於かれています。は速かに適切な労使協約の締結に努力される事を希求して筆を置きます。

# 労使関係の安定の鍵は

## 合理的な労使関係とT・W・I訓練

労使関係が如何に重要なものであるかと言ふ事はすでに作年より種々のものによつて書きこまれて聞かされてゐる事であるが未だこの点について充分なる認識をもつてゐないと言ふ事は労使関係の弊害が少いこと、銷滅されても不完全のこの等によつて判断されるのである。労使関係の弊害促進運動を作年より引続き教育テーマとしてゐるが労使関係は労使関係の諸問題の安定を求むるものである以上労使関係に規定される事項は当然労使関係の諸問題のすべてを少くとも争ひの種となる事と主要問題のすべてに及ばなければならぬ。

賃金その他一部の事項のみを規定した規定も又労使関係と稱されてゐるが、かくの如き部分的な規定は労使関係の不安定を少くすると言ふだけで他の問題については不安定を何ら除去するものではなく、従つて眞の労使関係の安定をもたらすものではない。部分的な規定はつら返せば部分的には無効の状態である。

労使関係の改善を全うするたためには、どうしてもしも合理的な自づつ詳細な規定であることが必要である。

尚 労使教育テーマとして、合理的な労使関係の基礎とを掲げてゐるが、これが確立されるには勿論労使双方の合理的な態勢が必要である。そこで使用者の態勢の一つとしてT・W・I訓練（取組長・現場長の訓練）が必要である。即ち取組の監督者又は現場長は至善の指導者として毎日取組の労使者に接して仕事を監督指導したりするのであるから之らに対する取組教育は労使の生産性と能率を高めるために極めて重要である。

取組教育の内容は以下のようになるものがある。

1. 取組設備、材料、作業工程、技能教育等についての知識を充分に与へ自らその仕事が出来ぬ事は勿論人をも指導する事のできる事とする。

2. 企業の経営方針、法令、労使関係、就業規則、取組及企業の設備等によつてよく理解し自己の職務を完全に果し得るようになること。

3. 取組の労使者を脱卒し労使相互間の和を計ることのできる意見と能力を養成すること。

4. 作業改善、災害防止等についての知識を与へ自ら工夫してこれについての意見を提出し得るようになること。

5. 労使者を教育し訓練し又監督するに必要なる知識と方法を教示すること。

III 企業の繁栄は  
適切な労使関係の締結から III





# 管内 労使情勢



## 地労委々改選をめぐり 労使の動き

三月三十一日を以て改選となる。地労委の次期委員候補者の、推薦締切り日の二月二十日を数日後に控え、管内各労使ともや、活発な動きをみせている。

昨年まで全群労とともに関下の二大組織であつた、県労会派は、その主軸をなしていた電産の脱退、金属関係労組の離脱（管内に於ては同業鉄鋼、富士製器が脱退している）により、その勢力は減退し、相当の勢力を有する所のこれら脱退したる中間的層在の労組の非筋に對いのが、昨年と著しく變つた点であり、これらの労組の動きも相当注目を蒙る。

### 一 労組関係

◎ 総同盟果連に於ては、浦井寅松、高村東、長沼延一、横田忠徳、神田正の五名を一応候補者に挙げようとするが、他労組からも推薦依頼を受けている関係上

内部より三名に至り、外部の友組労組の首を一、二名推薦する候補であるが、十四日には決定する。

◎ 県労会派は具體的に委員候補者を決定する段階に至つておられないが、十二、十三日頃までは決定する候補者がある。

◎ 果製系労組に於ては、職能産業は本県に於ける最重要産業であるから本管内から委員一名は是非確保しなければならぬとの考えから相当地産党に頼るものと思はれるが、現在資金斗争を行つてゐるので、未だ決定はしていない。

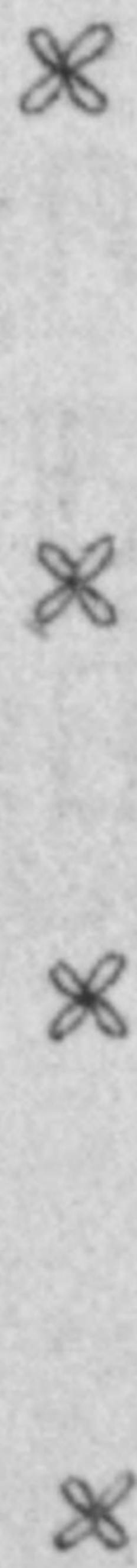
◎ 産産果支部には、茨川地区各労組に選定に働きかけている候補があるが、現在のところ決つておられない。

◎ 同地労組群馬地役には、二月六日、高崎第一、天野群馬の両派を推薦した。

### 二 使用団体

◎ 評議会に於ては、十五日、六日に正副会長会派を編成、そのおの連合会に於て正式に決まる候補である。

◎ 産業連合会に於ても未だ日つきりしを候補者に決定しておられないが、委員五名中二名を是非とも確保したいとの希望をもつてゐる様である。



1951.2.15

THE LABOR NEWS

No. 2

前橋地区労働教育委員会の頁

労働教育委員 龍田幸太郎

団結の力

団結の力は吾等の武器だ

吾等の語り口団結を

守れ吾等の団結を

守れ吾等の団結を

この取組、団結の力は吾等の武器だ。と云う歌である。文句も少し飾り歌なないが取つてみるとひとりでい

中では力な歩みゆつてくるような歌である。私達は過去五年の間、メーデーその他デモストレーションに参加し、同じく組合員を先頭と互に腕を組み声高く労働歌を歌いながら行進してると、私達は、団結の力と云うものを言葉だけをなく体と心で感ずる。団結の力が腕から腕に、体と心から体と心に勢い強く感じ

る。それは、労働者は何の爲めに団結をせねばならぬのか。毛利毛利の歌になるが労働者は一本々々の天である。資

本家は二の天を打うつとあらゆる手段方法をもつて労働者にいかにとどめる。且しも労働者が一人々々ばらばらになつていゝら資本家の眼くまうに出来る地はないのである。例へば、明日から五場は来なくてよい。と云はれ、何ぞ

れまでの事だ。又会社ももつかりなから給料を減らすと言はれ、口と口と従つ外ないめである。私達は何時でもびくびくしてゐなければならぬことだ。且しも労働者がばらばらになつていゝらこゝろにも弱いものである。今後世界大戦が終結した後日本は何十何百何の労働者が一筆に失業した。ところがアメリカに於てもやはり戦時中と比較して二分仕事が減り、そのために餘分も積減つた。そしてインフレにより物価は上がるのでアメリカの労働者は資本家に対し給与引上の要求をした。そして団結の力によつて要求は獲得されたのである。このように日本とアメリカは何故違つたのであろうか。

日本には労働組合がなかつたからであり、一人々々がばらばらでいゝからである。アメリカには力強い労働組合があり何千万の労働者が労働組合を組織し、強い団結の力があつたからである。又それだけの違いであるけれども、これだけの違いからこのように全く反対の結果が生れてきたのである。

団結の力があるといふことは、こゝろにも違つたのであるから私達は固く団結し、至清の地位の向上を闘わなければならぬ。と同時に情勢の变化を知らなければいけない











1951.3.15.

THE LABOR NEWS

NO.3

### 合理的勞使關係の基礎

#### 組合の弱點と組織活動の必要

我國の現下の勞働組合運動が持つ弱點に對する無知の批判がある事は見過す事のできない事實である。我が國の組合活動は組合大衆の組織の必要を覺つて採用益言察の舞臺と斗い、少くも組合活動により一歩々々進んで行つたものである。しかしながら、最近の社会経済諸條件に適應されて自然形變的の進展を遂げたといふべきである。従つてこの結果我が國の組合運動には幾多の弱點が包蔵されることになつた。その第一に上げられるのは我が國の多くの指導者や組合組織の過程に於て之を強い困難として維持し、社会経済情勢の變更に耐へ難る強固心をもととする爲には如何に勉めざる組織活動と教育活動が必要であることである。第二に我が國の勞働組合が主としてインフレ時の闘争手段として発展した爲企業別に組合を作る爲である。強くは企業別視野に主つて組合運動を展開する事である。この二つが原因である。此の爲採用者に組合内部に反動を引入する余地を生じたり、或は組合幹部が採用者に引寄せられるに至り、組合が容易に御用化される虞を生じたり。第三の弱點は主たる。更に第四には企業別組合による任務と多くの中小企業を未組織の才に墜してしまつて居る事である。

る。こうして之等のいろいろの我が國の組合組織の弱點は、今日政治経済諸状況の變化によつて表面化して一應に比して勞働組合組織に弱點が露出するに似たりと云ふべきである。さて、此の弱點を克服するにはどうすれば良いのだろうか。それは強力な全國組合組織を確立し、そこで有能なオールドを養成して活発な組織活動、教育活動を展開する事である。我が國の勞働組合組織が企業別組合であることは我が國に強力な果敢に今下組合の利益の爲に斗つてくれる全國組織が少いといふ事である。原因として上げられるのは、過去の組合運動を振り返ると我が國の組合運動は量的には戦時による古い社会秩序の崩壊とインフレの昂進の中に於て世界に比類のない速さで発展した。どうしてインフレに壓く生活苦の打撃の爲に組合組織は指導者の組織活動の努力を逃がし、遂に後大しあつた。この社会側面は組合活動の費用負担その他の形で組合組織を助けたり、労働課長が自ら役員に就任したりして後日組合御用化の因となつた。事は又繰り返す。この繰り返すを再度繰り返す事はない。強力な全國組合の活発なオールド活動によつて初めて我が國の勞働組合の企業別組合の性格を打破して之を起す。企業別視野に立たし、御用組合の性格を排除せざることを企及せしめる。中小企業その他に於ける未組織勞働者の組織化のその契機を望み、進めよう。

1951.3.15.

THE LABOR NEWS

NO. 3

### 合理的労使関係の基礎

#### 組合の弱点と組織活動の必要

我國の現下の労働組合運動がもつ弱点に對する無知の  
 此種ある事は見過す事のできない戦後我が國の組  
 合活動は組合大衆と組織の必要を認めて採用宣言書  
 舞臺と斗いながら着実に組織活動により一歩々々進んで行  
 つたのである。この進歩は戦後の社会経済的諸条件に刺激  
 されて自然形勢的に進展したものと見らるべきである。  
 従つてこの結果我が國の組合運動には幾多の弱点を含  
 まれることになった。その第一に上げられるのは我が國  
 の多くの指導者や組合組織の過程に於て之を強い組織と  
 して維持し、社会経済情勢の急激に転換する強固なもの  
 とする爲には如何に絶えず組織活動と教育活動が必要  
 であることである。至らざれば半々にはなされ  
 る。第二は我が國の労働組合を主としてインフレ時の  
 上斗争組織として発展した爲企業別に組合を依る爲に  
 強く起企業の視野に立つて組合運動を展開する事のでき  
 ない事である。此の爲採用者に組合内勤に支配介入  
 する余地を与えたり、或は組合幹部を採用者側に引き取  
 りたりして組合が容易に御用化される虞を恐るる事である。  
 第三は我が國には企業別組合の性格と多  
 くの中小企業を未組織のうちに残してしまつてゐる事であ

る。この二つは之等のいろいろの我が國労働組合組織の弱  
 点、今日政治経済的諸状況の変化によつて表面化し、  
 一面に比して労働組合数に比して労働組合員数は減少  
 を来してゐる。さて、此の様な弱点を克服するにはどう  
 すれば良いのだろうか。それは強力な全国組織を確立  
 し、そこで有能なオルグを養成して活発な組織活動、教育  
 活動を展開する事である。我が國の労働組合組織が企業  
 別組合であることには我が國に強力な果敢に今下組合の利  
 益の爲に斗つてくれる全国組織が少いといふ事である。  
 第四として上げられるのはインフレの昂進の中に於ては  
 い社会秩序の崩壊とインフレの昂進の中に於ては  
 類の強い速さで発展した。どうしてインフレに基く生活  
 費の打削の爲に組合組織は指導者の組織活動の努力を逃  
 かに起えて後大しあつたか。この社会側は組合活動の  
 費用負担その他の形も組合組織を助けたり、労働課長が  
 自ら役員に就任し、或して後日組合御用化の因となつて  
 率は又も進歩ない。この様な事象を再考し返す事には  
 いか、強力な全国組織の活発なオルグ活動によつて  
 我が國労働組合の企業別組合の性格を打破して之を起  
 企業別視野に立たしめ、御用組合の性格を排すべきこと  
 及び、幾多ある中小企業その他に於ける未組織労働者の  
 組織化のその実現を望むものと云ふ事である。



1951.3.15

THE LABOR NEWS

NO. 3

○ 労働

○ 労働組合制の普及  
 労働組合制の普及は、労働者階級の団結を促進し、労働者の権利を保障する上で重要な役割を果たしている。最近では、労働組合の組織が急速に拡大し、労働者の生活向上に大きく貢献している。

○ 労働者の生活向上

○ 労働者の権利保障

○ 労働者の教育

以上の点について、労働者は、労働組合を通じて、労働者の生活向上、労働者の権利保障、労働者の教育、労働者の福利厚生など、労働者の生活向上に大きく貢献している。

一 労働十五大新制中労争案

二 労働十五大新制中労争案

三 労働十五大新制中労争案

四 労働十五大新制中労争案

五 労働十五大新制中労争案

六 労働十五大新制中労争案

七 労働十五大新制中労争案

八 労働十五大新制中労争案

九 労働十五大新制中労争案

十 労働十五大新制中労争案

十一 労働十五大新制中労争案

十二 労働十五大新制中労争案

十三 労働十五大新制中労争案

十四 労働十五大新制中労争案

十五 労働十五大新制中労争案

労働 一五五  
 労働 一六〇  
 労働 一六〇  
 労働 一六〇

労働 一五五  
 労働 一六〇  
 労働 一六〇  
 労働 一六〇

労働者

労働者としての権利を保障し、労働者の生活向上に努める。労働組合を通じて、労働者の権利を保障し、労働者の生活向上に努める。

寸言

行はれしは、労働者の権利を保障し、労働者の生活向上に努める。労働組合を通じて、労働者の権利を保障し、労働者の生活向上に努める。



労働者の権利保障

労働者の権利を保障し、労働者の生活向上に努める。労働組合を通じて、労働者の権利を保障し、労働者の生活向上に努める。





